

2018年1月

学童保育所 運営者（保護者会長）様

名古屋市学童保育連絡協議会
会長 池田 徹弘

学童保育指導員（「放課後児童支援員・補助員」以下同じ）の 研修保障についてのお願い

保護者が安心して働き続けられ、子どもが安心して継続して学童保育で生活をし、子どもの発達を保障できる学童保育を運営するために、学童保育指導員の専門性の維持・向上は必要不可欠です。

国は、学童保育を拡充していく方向性をはっきりと打ち出し、学童保育指導員の待遇面を含めた保障の拡充をおこなっています。

また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の第8条は、以下の通りとなっており、第8条1では、学童保育指導員が研修を受け、自己研鑽することが明記されています。そして第8条2では、**学童保育運営者は研修を学童保育指導員に保障しなければならないことになっています**ので、お知らせ方々研修保障をお願いするものです。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

学童保育指導員の研修について

社会環境の変化や子どもを取り巻く環境の変化が著しい中、研修は学童保育指導員にとって必要不可欠なものです。

しかし、学童保育指導員の待遇が保障されていないことと同じくらい、研修（の機会）も保障されていません。愛知県では、2017年度キャリアアップ研修を実施しましたが、2017年度と同じ形で継続されるかどうかは不透明ですし、科目数が少ない等課題があります。現状では、学童保育運営者（保護者）と学童保育指導員が共に研修会をつくり、共に保障をしなくてはいけないのです。

新しい学童保育指導員が不安なく働くためにも、経験を積んだ学童保育指導員が今まで培ってきた保育を継承し更に向上させていくためにも、すべての学童保育指導員が研修を受けられるように、研修時間を勤務として保障し、研修費用を負担するなど予算計画を立てましょう。そして研修を受け保育がより充実するという好循環をつくりましょう。

※市の助成金の中には研修費用が含まれています。また、運営規程で定めた研修保障をしなければ、助成金の返還対象になる可能性が高いので注意しましょう。

1. 「学童保育指導員研修」

学童保育指導員の専門性と保育の向上をめざして、特定非営利活動法人学童保育指導員協会主催で、年間を通じて開催しています。また、定められた条件をクリアすれば、特定非営利活動法人学童保育指導員協会が認定する学童保育士資格の単位認定を行っています。（詳細は協会の要綱チラシをご覧ください）

◇新任研修 ... 主に経験2年以内の学童保育指導員ですが、受ける意志が
4月～6月 ある場合は2年以上の経験指導員でも受講可能です。

◇専門研修 ... 学童保育指導員研修を受講した学童保育指導員もしくは経験
9月～2月 3年以上の学童保育指導員。今回基礎課程を受講される方も併せて受講可能です。

2. 「学童保育士基礎研修」

学童保育指導員の仕事の確立と専門性を高めることも目的として、系統立てをした研修を行っています。すべてを受講し、レポート合格すれば「学童保育士基礎資格」が、特定非営利活動法人学童保育指導員協会より発行されます。

また、今研修を受けたいと思う科目のみの受講も可能です。

（詳細は協会のチラシをご覧ください）

3. 「全国学童保育指導員学校西日本京都会場」

日時：2018年6月10日（日）10:00～16:00 予定

場所：京都市内予定

参加費：2500円

全体会（10:00～12:00）講座（分科会＜予定＞）（13:00～16:00）

4. 「全国学童保育研究集会」 ～今年は神奈川開催です～

日時：2018年10月20日（土）21日（日）予定

場所：神奈川県横浜市内予定 参加費：4,000円

詳細は月刊誌「日本の学童ほいく」もしくはリーフレットをご覧ください。

5. その他の研修

愛知県や名古屋市が研修を実施するなど、研修の機会は増えています。勤務時間保障（交通費・参加費保障含む）等を予算化し、学童保育指導員が研修に参加しやすい環境の確立をしていきましょう。

【お問い合わせは】
名古屋市学童保育連絡協議会
電話：052-872-1972
Email：info@gakudou-nagoya.org